

京都市告示第 358 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
久世高田 1 号線	南区久世高田町 126 番地地先から 同町 336 番地の 5 地先まで	メートル 287.00	12.00 ～メートル 45.00
久世高田自歩 1 号線	西京区下津林番条町 557 番地地先から 南区久世高田町 37 番地の 2 地先まで	539.00	5.00 ～ 9.00
久世高田歩 1 号線	南区久世上久世町 110 番地の 4 地先から 同区久世高田町 6 番地の 7 地先まで	98.00	6.00 ～ 11.00

(建設局道路部道路明示課)